

ファルコナー農業交渉議長ペーパー(概要)

平成19年5月
農林水産省

ペーパーの性格等

- 4月30日(月)(ジュネーブ時間14時、日本時間21時)に、全加盟国向けに公開文書として発出。
- 幾つかの論点で、議論の重力の中心(議長が考える實際上又は暗黙の着地点で、今後ある程度の上下もあり得るもの)を提示。
- 今回のペーパーに含まれなかった残りの論点については、近いうちに別のペーパーが提示される予定。
- ペーパーで示された内容について、各国は、単に賛成、反対を述べるだけでなく、それが実際に上手く機能しないことを明確な理由で示すべき。

I. 国内支持

A. 全体削減

- 米国については、190億ドルより低く、非常に低い100億ドル台より高い水準が重力の中心。
- EUについては、最終的には75～80%程度の削減。
- 日本については、(交渉全体の十分なバランスが前提であるが、)EUと米国がどのような削減になっても、それに応じた削減を受け入れ可能。

B. デミニミス

- 最低50%削減に加え、全体削減の約束を達成するために十分な追加的削減。

C. AMS

- 現状を反映した作業仮説は、第1階層37～60%、第2階層(日・米)60%、第3階層(EU)70%。第2階層における日本の追加的削減は、第

3階層の削減率と非常に近いもの。

- 品目別AMSの基準期間は1995-2000を基本に、米国の問題にどのように対応するか検討。

D. 青の政策

- 上限の5%から2.5%への削減について、期初か期末かの決定が必要。
- 品目別上限については、新青は実績値が無い等の技術的な問題がある。
- 品目別の集中排除についても、更なる検討が必要。

E. 品目特定ジョイント・キャップ

- ジョイント・キャップは、青から黄への移替は認めない。また、黄から青への移替が認められる程度などについて、追加的な条件の検討が必要。品目別AMSの上限が別途あることが前提。

Ⅱ. 綿花 (略)

Ⅲ. 輸出競争

A. 輸出補助金

- 2013年末までに全廃。まず50%を2年間で、残りの50%を3年間でそれぞれ削減。

B. 食料援助

- 緊急援助とその他の援助に分けて、必要な規律を提示。

C. 輸出国貿易

- 先進国の輸出独占は禁止。

D. 輸出信用、輸出信用保証又は保険プログラム (略)

IV. 市場アクセス

A. 階層方式

- 各階層の削減率は、EU提案以下の水準での合意は想定されず、重力の中心は米国とEUの間。平均削減率は50%以上。

B. 重要品目

(数)

- 重力の中心はタリフライン数の 1%超 5%以下。(ただし、最上位階層に多くのタリフラインを有する場合の特例を検討(下記TRQ拡大の「状況⑤」参照。)(また、6ケタと8ケタでタリフラインの絶対数があまり大きく違わないような関税構造により不平等な影響があるメンバーへの配慮に言及。)

(取扱い)

- 重要品目に係る関税削減率は一般品目の削減率の 1/3 から 2/3 までの間が重力の中心。
- TRQ拡大については、以下の5つの状況を想定(数字は全て仮定のもの)。

状況①: 重要品目に認められる最小の関税削減では実際には輸入が生じない場合、消費量のx%のTRQ拡大(“標準”拡大幅)。

状況②: MFN枠外関税での輸入が既に消費量のy%以上ある場合、TRQ拡大幅は“標準”拡大幅の2/3に縮減。

状況③: 輸入が非常に小さく、消費量のz%に満たない場合、z%までの拡大か、“標準”拡大幅のいずれかの大きい拡大幅を受入れ。

状況④: TRQの下での輸入が消費量のy%以上ある場合、TRQ拡大は“標準”拡大幅の3/4。

状況⑤: 総タリフラインの 25~30%が最上位階層に属する場合は、重要品目の数が通常より1/3多く認められるが、“標準”拡大幅より1/3大きなTRQ拡大が必要。

C. 上限関税

- 上限関税の問題に関しては付け加えることは何もない。

D. 特別品目(SP)

- 重要品目の数が1～5%という前提で、SPの数は5～8%。
- SPの選択基準(指標)は各国が検証可能なデータに基づくべき。
- 取扱いについて、削減なしという選択肢は認めない。削減率の柔軟性として、最大で先進国の削減率の2/3、最低で10～20%の削減率。
- 途上国のSP、SSM等があまりに複雑な議論となり、議論が動かなくなってしまうなら、より過激な考え方、すなわち階層方式や先進国の2/3やSP、SSMをすべてやめて、途上国については平均削減率及び最低削減率のみとするということもあり得る。

E. 特別セーフガード(SSG)

- SSGの維持が合意されるためには、対象品目の大幅な削減が必要。